

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月11日（平成30年（行個）諮問第179号）

答申日：平成31年2月25日（平成30年度（行個）答申第182号）

事件名：本人の遺族補償給付請求等に係る処理経過簿の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定事業場に勤務していた被災労働者の業務上災害認定請求（遺族補償給付及び葬祭料。特定労基署2017年特定月日不支給決定）に関する処理経過簿。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、栃木労働局長（以下「栃木労働局長」又は「処分庁」という。）が、平成30年5月17日付け栃労発総0517第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本案事件の概要

審査請求人は、自身の子が2015（平成27）年特定月日に自死したのは、勤務先である特定事業場における過重労働が原因であるとして、2016（平成28）年特定月日、特定労基署長に業務上災害認定請求を行った。

これに対し、同労基署長は、1年半以上経過後の2017（平成29）年特定月日、不支給決定処分を行った。現在、審査請求人は、栃木労働局に当該不支給決定処分の取り消しを求めて審査請求中である。

イ 栃木労働局長の保有個人情報不開示決定処分

審査請求人は、なぜかくも待たされた上で不支給決定処分となったのか、その背景及び理由を確認すべく、2018（平成30）年4

月16日、栃木労働局に対して本案事件の処理経過簿の保有個人情報開示請求を行った。

ところが、栃木労働局は、同年5月17日付けで「開示対象に係る保有個人情報を保有していない」ことを理由として原処分を行った。

ウ 原処分が不合理であることは明白であること

(ア) 本案事件は自殺事案であるから、特定労基署及び栃木労働局は、精神障害の認定基準（平成23年12月26日基発1226第1号）に基づいて調査・判断を行っているところ、「精神障害の労災認定実務要領」（抜粋添付）の「II 調査要領」には、労働局及び監督署が処理経過簿（様式7、8）を作成し、調査の事跡のほか①請求書の受理、②署長等からの指示事項、③事案検討会の検討結果、④請求人への処理状況等の説明等を記載すべきこと並びに定期的に署長がこれを決裁する旨が明記されている。

したがって、本件においても処理経過簿が作成・保管されていることは論を待たない。そうすると、「開示対象に係る保有個人情報を保有していない」ことを理由とする原処分は、明らかに虚偽であり、悪質な情報隠蔽というほかない。

(イ) よって、原処分は違法であり、法的に正当化する余地はないから、速やかに取り消されるべきである。

(2) 意見書

審査請求人は、諮問庁の理由説明書に対し、意見を述べる。

ア 処分庁たる栃木労働局は、諮問庁に対し、「処理経過簿の保存期間は1年未満、保存期間満了時の措置は廃棄」「本件対象保有個人情報についても、労災保険給付が決定されたため既に廃棄している」と説明したようである。

しかしながら、以下で述べるとおり、上記説明は自ら定めた文書保存期間基準に正面から反している。

イ この点、栃木労働局は、公文書管理法及び行政文書に関するガイドラインに基づき標準文書保存期間基準を定めているところ、本件対象保有個人情報たる「精神障害等の処理経過簿」は「保存期間」欄に「1」と表記されている（資料1・19頁）。

そして、栃木労働局とほぼ同様の保存期間基準表（資料2）を策定している東京労働局に確認したところ、行政文書の保存期間は1年未満と1年以上の大きく2つに分けられ、東京労働局の保存期間基準表に掲載されている行政文書は全て保存期間1年以上であるとのことであった。また、「保存期間」欄の「1」の意味は、当該文書の保存期間が1年間であることを意味し、1年未満の趣旨で掲載しているものはないとののである（資料3）。

そうすると、これと同様の形式・内容である栃木労働局の保存期間基準表（２０１７（平成２９）年度は両者共通のモデル基準に依拠していた。）における「精神障害等の処理経過簿」の「保存期間」欄の「１」の意味も、１年未満ではなく、文字どおり１年間の趣旨であることは明らかである。

したがって、本件における遺族補償給付等の不支給決定は２０１７（平成２９）年特定月日であるから本件対象個人情報たる処理経過簿の保存期間満了日は、２０１９（平成３１）年３月３１日である。

ウ 以上によれば、本件対象保有個人情報たる処理経過簿の保存期間が１年未満であるとの点も、既に廃棄済みとの点も全て虚偽と断じるよりほかなく、不開示決定を速やかに取り消すべきである。

添付資料

- １ 栃木労働局各課室，労働基準監督署及び公共職業安定所における標準文書保存期間基準
- ２ 平成３０年度 東京労働局労働基準部労災補償課 標準文書保存期間基準
- ３ 電話聴取報告書（２０１８．Ｘ．Ｙ）

（資料は省略）

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件審査請求の経緯

- （１）審査請求人は、平成３０年４月１６日付けで、処分庁に対して、法１３条１項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。
- （２）これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成３０年７月１１日付け（同月１３日受付）で審査請求を提起したものである。

２ 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

３ 理由

（１）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「特定事業場に勤務していた被災労働者の業務上災害認定請求（遺族補償給付及び葬祭料。特定労基署２０１７年特定月日不支給決定）に関する処理経過簿。」である。

（２）本件対象保有個人情報の保有について

本件対象保有個人情報である処理経過簿については、労災保険給付の請求から決定までの間、処理の経過を記録するために作成するものであり、労災保険給付の決定に関わるものではないことから、労災保険給付

の決定により、当該文書を保存する必要がなくなるものである。

本件審査請求を受け、処分庁に確認したところ、処理経過簿の保存期間は1年未満、保存期間満了時の措置は廃棄とされているとのことであった。本件対象保有個人情報についても、労災保険給付が決定されたため既に廃棄しているとのことであり、開示対象に係る保有個人情報を保有していないとする原処分は妥当であると考ええる。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月1日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年12月6日 審議
- ⑤ 平成31年2月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定事業場に勤務していた被災労働者の業務上災害認定請求（遺族補償給付及び葬祭料。特定労基署2017年特定月日不支給決定）に関する処理経過簿。」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分は妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、労災請求に係る処理経過簿の保存期間は1年未満であり、保存期間満了時の措置は廃棄とされており、本件対象保有個人情報が記録された処理経過簿についても、労災保険給付が決定された後に廃棄しており、本件対象保有個人情報を保有していないとする原処分は妥当である旨説明する。
- (2) 一方、審査請求人は、審査請求書に添付した「精神障害の労災認定実務要領」（平成24年3月 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室）には、労働局及び労働基準監督署が、それぞれに定められた様式により、処理経過簿を作成することとされていること、また、意見書に添付した栃木労働局の標準文書保存期間基準には、当該労働局が作成する処理経過簿である「精神障害等の処理経過簿」の保存期間が1年とされ、本件における遺族補償給付等の不支給決定日が平成29年

特定月日（注．平成29年度に属する月日。以下同じ。）であるから、本件対象保有個人情報記録された「精神障害等の処理経過簿」の保存期間満了日は、（文書が取得された年度の翌年度である平成30年度の4月1日を起算日とすることから、）平成31年3月31日であるので、本件対象保有個人情報記録された処理経過簿の保存期間が1年未満であり、既に廃棄済みであるとする諮問庁の説明は虚偽であり、本件不開示決定を取り消すべきである旨主張する。

（3）上記（2）の審査請求人の主張について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 意見書に添付されている栃木労働局の標準文書保存期間基準は、平成30年度のものである。また、平成30年度標準文書保存期間基準は、平成29年12月26日の行政文書の管理に関するガイドラインの改正（内閣府）を受け、これまでの基準を見直し、定められたものであり、平成30年度に作成、取得した行政文書より適用されるものである。

イ 一方、本件開示請求は、審査請求人が平成28年特定月日に特定労働基準監督署長に労災保険給付請求を行って、同署長が平成29年特定月日に不支給決定処分を行うまでの処理の経過を記録した「処理経過簿」の開示を求めるものであり、当該「処理経過簿」は、平成29年度に作成、取得された行政文書である。したがって、本件対象保有個人情報記録された「処理経過簿」は、平成29年度標準文書保存期間基準が適用される。

ウ 本件諮問に当たり、諮問庁において、栃木労働局より、平成29年度標準文書保存期間基準を取り寄せて内容を確認したところ、同基準においては、「精神障害等の処理経過簿」が掲げられておらず、労災請求に係る処理経過簿についての定めがないことから、当時の保存期間は1年未満とされていると認められる。

なお、「精神障害等の処理経過簿」は、労働局において、各労働基準監督署における受付状況や進捗状況を把握、管理することにより、長期に渡り決定がなされない事案を生じさせないようにするために用いるものであり、その内容は請求年月日や未処理期間等進捗管理に必要な情報に限られており、関係者への聴取日時や医師等への意見書依頼日といった個別事案の調査における処理の経過が記載されているものではない。

エ また、特定労働基準監督署についても確認したところ、同労働基準監督署の平成29年度標準文書保存期間基準には、労災請求に係る処理経過簿が掲げられていないことから、当時の保存期間は1年未満と

されていると認められる。

オ 以上のことから、本件対象保有個人情報については、本件開示請求時点（平成30年4月16日）では、既に廃棄され、保有していないとする処分庁の説明に、不自然・不合理な点はない。

- (3) 当審査会において、諮問庁から、栃木労働局及び特定労働基準監督署のそれぞれの平成29年度標準文書保存期間基準の提示を受け、確認したところ、いずれも、「精神障害等の処理経過簿」を含め労災請求に係る「処理経過簿」は掲げられておらず、本件対象保有個人情報が記録された文書は、保存期間が1年未満の文書に該当するものと解されることから、栃木労働局において、既に廃棄され、保有していないとする諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、栃木労働局において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 付言

本件の「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」には、開示しないこととした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象保有個人情報を保有していないという事実を示すだけでは足りず、保有個人情報を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄したのかなど、なぜ当該保有個人情報が存在しないかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、栃木労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子